



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第 1 2 号 令和 5 年 3 月 2 7 日 発行

## 目 次

は 県 例 規 集 登 載

### 【 規 則 】

番 号	表 題	担 当 課 名
1 7	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人 事 課
1 8	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
1 9	徳島県会計規則等の一部を改正する規則	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第十七号）

一 徳島県阿南芸芸自動車道用地推進センターの設置の目的及び分掌事務について所要の整備を行うこととした。

二 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定に伴う所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第十八号）

一 徳島県個人情報保護条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

二 旅券法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 警察本部の組織の再編に伴う所要の整備を行うこととした。

四 その他所要の改正を行うこととした。

五 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

徳島県会計規則等の一部を改正する規則（規則第十九号）

一 次に掲げる規則について、警察本部の組織の再編に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県公有財産取扱規則

3 徳島県公舎管理規則

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第十七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表県土整備部の項中「並びに」を「及び一般国道五十五号牟岐バイパス並びに」に改め、「及び徳島南部自動車道」を削る。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十五号を第三十六号とし、第十七号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表住宅課の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の施行に関すること。

別表第二営繕課の項第五号を削り、同表監察評価課の県庁ふれあい室の項第十六号を次のように改める。

十六 徳島県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

別表第五徳島県東部県土整備局の項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とする。

別表第六徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項中「の建設工事並びに」を「及び一般国道五十五号牟岐バイパス並びに」に改め、「並びに徳島南部自動車道に連結する県道阿南勝浦線及び県道阿南小松島線」を削る。

別表第七県土整備部の項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とする。

別表第八第六十六号中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同表中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第七十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三を削る。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十四号の3中「公表」を「公表、同条第二項の規定による協力の要請及び同条第三項の規定による情報の提供」に改め、同号の4中「第四十四条の七第九項」を「第四十四条の十一第九項」に改め、同号の25中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同項中第八十号を第八十二号とし、第六十六号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十五号の次に次の二号を加える。

六十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの一部に限る。）。

- 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
- 2 第十七条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による改善の要求
- 3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

財務

六十七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働  
農林水産

省

省令第一号）に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの一部に限る

省

- 1 第十八条第一項の規定による審査
- 2 第二十一条第一項の規定による審査

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二号中「第十四条第五項」を「第十四条第四項」に改め、同表徳島県東部県土整備局長の項中第四十八号を削り、第四十九号を第四十八号とし、第五十号から第六十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。）。

- 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
- 2 第十七条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による改善の要求
- 3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものの残部に限る。）。

- 1 第十八条第一項の規定による審査
- 2 第二十一条第一項の規定による審査

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項に次の二号を加える。

十七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であつて、疾病検査を要する活魚に係るものに限る。）。

- 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行
- 2 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し

十八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第五条第二項の規定による審査の事務（主務大臣が農林水産大臣であつて、疾病検査を要する活魚に係るものに限る。）の一部の委託

別表第三個別事項の項第八号の2中「及び第十二条第三項」を削り、「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、同号中3を削り、4を3とし、5を4とし、同項第四十五号中「徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）」を「徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」に改める。

別表第九徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校の長の項から徳島県立特別支援学校の長の項までを次のように改める。

徳島県立中学校の長	<ol style="list-style-type: none"><li>一 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）に関する次のこと（徳島県立しらすぎ中学校の長を除く。）。<ol style="list-style-type: none"><li>1 第一条の規定による使用料及び手数料の徴収</li><li>2 第八条ただし書の規定による入学考査料の還付</li><li>二 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務の処理</li><li>三 委託料（給食に係るものに限る。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為</li></ol></li></ol>
徳島県立高等学校の長	<ol style="list-style-type: none"><li>一 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例に関する次のこと。<ol style="list-style-type: none"><li>1 第一条の規定による使用料及び手数料の徴収</li><li>2 第七条の規定による授業料の免除</li><li>3 第八条ただし書の規定による入学考査料、入学科、受講料又は聴講料の還付</li></ol></li><li>二 徳島県教育関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十号）（第二条の規定による手数料の徴収）（同条例別表の七の項の事務に係るものに限る。）</li><li>三 空調設備に係る使用料及び賃借料で支出負担行為決議書の送付があつたものについての支出命令</li></ol>

<p>徳島県立中等教 育学校の長</p>	<p>一 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第一条の規定による使用料及び手数料の徴収</li> <li>2 第七条の規定による授業料の免除</li> <li>3 第八条ただし書の規定による入学考査料又は入学科相当額の還付</li> </ol> <p>二 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務の処理</p> <p>三 委託料（給食に係るものに限る。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為</p> <p>四 空調設備に係る使用料及び賃借料で支出負担行為決議書の送付があつたものについての支出命令</p>
--------------------------	---

別表第九徳島県立高等学校総合寄宿舎の管理者の項の前に次のように加える。

<p>徳島県立特別支 援学校の長</p>	<p>一 徳島県教育関係手数料条例第二条の規定による手数料の徴収（同条例別表の七の項の事務に係るものに限る。）</p> <p>二 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務の処理</p> <p>三 委託料（給食に係るものに限る。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為</p>
--------------------------	---

別表第十の三を削る。

別表第十三第六号中「徳島中央警察署の長を除く」を「徳島名西警察署、小松島警察署、阿南警察署及び三好警察署の長に限る」に改める。

別表第十四徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（県立総合大学校本部、徳島県文化の森振興センター及び徳島県産業人材育成センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。）、徳島県会計規則別表第三に掲げる会計課の所管する二号<sup>かひ</sup>廨（以下「会計課の所管する二号<sup>かひ</sup>廨」という。）、徳島県教育委員会（事務局に限る。）、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部（警務部情報発信課、会計課及び拠点整備課並びに交通部交通指導課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「、会計課及び拠点整備課」を「及び会計課」に改め、同表課、<sup>かひ</sup>廨、徳島県教育委員会、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部（警務部会計課及び拠点整備課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する物品に係る次に掲げる事務の項名中「及び拠点整備課」を削り、同項中「徳島県警察本部及び」を「徳島県警察本部（警務部会計課に限る。）及び」に改め、同表徳島県警察本部（警務部会計課及び拠点整備課を除く。）、の所掌に属する物品に係る次に掲げる事務の項の項名及び同項中「及び拠点整備課」を削る。

別表第十五出納局会計課長の職にある出納局等出納員の項中「、会計課及び拠点整備課」を「及び会計課」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第三個別事項の項第八号の

改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県規則第十九号

徳島県会計規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計規則等の一部を改正する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表二の項1中「徳島県人事委員会任用課」を「徳島県人事委員会事務局任用課」に改め、同項2中「徳島県警察本部警務部総務課長、会計課長、拠点整備課長」を「徳島県警察本部警務部企画・サイバー警察局総務企画課長、警務部会計課長」に改め、同項3中「、拠点整備課」を削り、同条第二項中「並びに」を「及び」に改める。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

第六十八条第二項中「出納局会計課」を「会計課」に、「警察本部警務部拠点整備課」を「警察本部警務部会計課」に改める。

(徳島県公舎管理規則の一部改正)

第三条 徳島県公舎管理規則(昭和三十九年徳島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「所掌」を「所掌し、」に改める。

第五条第一項中「所掌」を「所掌し、」に改め、同項第四号中「警察本部警務部拠点整備課長」を「警察本部警務部会計課長」に改める。

第六条中「所掌」を「所掌し、」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。